

定 款

株式会社 地域新聞社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社地域新聞社と称し、英文ではCHIKISHINBUNSHA CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 地域新聞の発行
2. 広告宣伝業
3. 各種印刷物のデザインおよび制作
4. インターネット等の情報通信システムによる情報提供サービス、コンテンツの企画および制作
5. 各種情報の収集、処理および販売
6. 各種コンサルティング業
7. カルチャーセンターの運営および管理
8. 物品およびサービスの仕入販売業、通信販売業
9. 酒類販売
10. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
11. 各種催物の企画および運営
12. 各種宣伝物、販売促進物等の配布事業
13. 有料職業紹介事業
14. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
15. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
16. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
17. 不動産の売買、仲介及び管理
18. 事業承継、経営コンサルティング業
19. 配送業務
20. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県八千代市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その

他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年8月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第16条 当会社は取締役10名以内を置く。

(選 任)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項であったものとみなす。

4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第21条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令が定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める限度額までその責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第22条 当社は監査役5名以内を置く。

(選 任)

第23条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

- 2 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第25条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
- 3 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第27条 当社は、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令が定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

- 2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める限度額までその責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任)

第28条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第29条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第30条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当基準日)

第34条 当社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。

- 2 当社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。

(配当金の除斥期間)

第35条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(制定、改定記録)

1984年8月28日	制定	2010年11月26日	改定
1988年7月19日	改定	2011年3月1日	改定
2002年11月30日	改定	2011年11月28日	改定
2003年11月28日	改定	2012年11月26日	改定
2004年3月10日	改定	2015年11月27日	改定
2005年11月25日	改定	2020年11月26日	改定
2006年8月3日	改定	2022年11月24日	改定
2007年6月15日	改定	2023年11月22日	改定
2008年11月27日	改定	2025年11月1日	改定
2009年11月26日	改定		